

平成 22 年 12 月 20 日

飼料添加物に関する成分規格等省令の全面改正の概要

1. 経過

1. 飼料添加物は、飼料安全法に基づき、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年 7 月 24 日農林省令第 35 号。以下、「成分規格等省令」という。）により、飼料添加物の基準または成分規格が定められている。
2. しかしながら、成分規格等省令の策定から 30 年以上が経ち、現在ほとんど用いられていない試験法が規定されているなど、現在の科学的見地に整合していない内容がある。
3. このため、第 5 ～ 9 回飼料添加物規格委員会（平成 19 年 11 月～ 21 年 6 月）において審議が行われ、食品添加物公定書、日本薬局方等を参考にして、現在の科学レベルに合った内容となるよう成分規格等省令を改正することとなった。
4. 第 10 回飼料添加物規格委員会（平成 22 年 11 月 30 日）において、成分規格等省令の改正案を審議し了承されたことから、飼料分科会において審議することとなった。

2. 主な改正項目

1. 試験法の改正
現在一般的に用いられている試験法を追加（鉛、ヒ素試験法等）
2. 賦形物質の整理
飼料添加物毎に個別に規定されている賦形物質を整理してリスト化
〔 ※賦形物質とは、増量、希釈を目的として、飼料添加物の製造用原体に混合して用いられるもの。 〕
3. 国際・国内規格に準拠
 - ・一般的な計量の単位に統一（SI、IUPAC、JIS 等を参考）
 - ・分子量の算出に最新の国際原子量表（2007 年）を使用
4. 表現の統一と明確化

3. 今後の予定

農業資材審議会の答申後、パブコメ、食品安全委員会及び厚生労働大臣への意見聴取を行い、平成 23 年 4 月に施行予定